

皆生養護学校 高等部 生徒心得

鳥取県立皆生養護学校

1 目的

本校高等部の生徒が、学校や地域で、安全で充実した生活を送るとともに、社会参加と自立に必要な力をつけていくために必要なことがらを心得として定める。

2 学習について

- (1) 始業の時間を守ること。
- (2) 欠席及び遅刻の時は、必ず保護者から学校に連絡を入れてもらうこと。
- (3) 授業（考査含む）に対して、積極的に取り組むこと。
- (4) 学習の妨げになる行為はしないこと
例) ①私語・暴言等。 ②学習中、許可なく学習場所を離れること。
- (5) 登校後は、許可なく校外に出てはいけない。

3 服装・身だしなみ・持ち物について

(1) 服装について

場に応じた服装をすること。

(2) 身だしなみについて

- ①頭髪への過度の加工はしないこと（パーマ、染色、脱色などを禁止する）
- ②爪は適切な長さに切りそろえ、マニキュア等はしないこと。
- ③指輪、ペンダント、ピアス等のアクセサリーはしないこと。
- ④化粧はしないこと。（有色リップスティック等も禁止する）

(3) 持ち物について

- ①常に生徒証を携帯すること。
- ②学校に必要なもの（貴重品や危険物等）は持ってこないこと。
持ってきた場合は学校で預かり、保護者連絡をする。

4 携帯電話等（スマートフォン、タブレット端末を含む）について

- (1) 学校内では原則として使用しない。特に事由のある場合は、学校長の許可を得ること。
- (2) 携帯電話等を学習・生活の補助機能として必要だと、学校長が認めた場合については、上記4（1）に該当しない。
- (3) 学校の内外を問わず、携帯電話等の使用については、保護者の了解と責任のもと適切に使用すること。

5 登下校について

(1) 交通ルール、交通マナーを厳守すること。

(2) 自転車通学について

自転車通学を希望する場合は、学校長の許可を得ること。

(3) 寄り道をしないこと

登下校中は、飲食店・遊技場等に入らないこと。ただし、保護者同伴の場合はこの限りではない。

6 運転免許の取得について

単車・自動車の免許の取得は学校長の許可を得た上で行うこと。在学中の運転は禁止する。

7 アルバイトについて

アルバイトは特に事由のある場合に、学校長の許可を得て行うこととする。

8 公共物の利用等について

学校の公共物を大切に扱うこと。

9 校外の生活について

(1) 遊技場（ゲームセンター、カラオケなど）へ行くときは、保護者同伴で行くこと。

(2) 帰宅後の外出は、保護者の許可を得ること。

(3) 無断での外泊はしないこと。

10 懲戒について

法令・法規に違反するなど、状況によっては、訓告、停学又は退学の措置をとる場合がある。